

事務連絡
令和3年5月26日

1都1道2府14県バス協会 専務理事 様

(北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、
福岡県及び沖縄県、並びに、
群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県及び熊本県)

(その他の協会へは参考送付)

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき区域の追加
を受けた対応について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年5月21日に開催された第66回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき緊急事態措置を実施すべき区域に、沖縄県を追加する変更が行われること等が決定し、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。

これらを受けた対応について、別添1のとおり国土交通省自動車局旅客課長より依頼がありましたので、関係する各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

基本的対処方針（別添2）においては、バスについては、引き続き、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」とされており、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県(※1)は、人の流れの抑制につなげる観点から、バス等の交通事業者に対して、終発の繰上げ等、必要な協力の依頼等を行うものとする旨が定められております。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に属する都道府県(※2)においても、基本的な感染防止策等に加え、バス等の交通事業者に対して、終発の繰上げ等、必要な協力の依頼等を行う旨が定められております。

このため、緊急事態宣言の対象区域等に属する都道府県から、基本的対処方針に基づく協力依頼等があった場合には、利用者の利便性や車内感染を防ぐための混雑防止の観点、利用者への周知徹底にも配慮しつつ、適切に対応していただけますよう併せて周知をお願いいたします。

また、基本的対処方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な業務継続のための体制整備のほか、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に万全を期するとともに、可能な限り事務員等のテレワーク等にも御協力いただけますようよろしくお願いいたします。

(※1) 令和3年5月23日時点で1都1道2府6県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）。

(※2) 令和3年5月23日時点で8県（群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び熊本県）。

《添付資料》

別添1 国土交通省自動車局旅客課長 事務連絡（令和3年5月21日付け）

（新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき区域の追加を受けた対応について（依頼））

別添2 基本的対処方針（令和3年5月21日変更）